見守り新鮮情報　第 265 号

平成 28 年 11 月 8 日
◇発行：独立行政法人国民生活センター◇

話を聞くだけのはずが、美容施術を受け 400 万円の請求に

「最新の医療でメスを入れずに若々しくなる」という新聞の折り込み広告を見て、口のまわりのしわ取りについて話を聞こうと美容医療クリニックに出向いた。

クリニックの女性から「ヒアルロン酸を含むいろいろな成分を注射する。安いものは長持ちしないが、これは 15 年もつ」と説明を受けたが、400 万円と高額だったので手持ちの金がないと伝えた。

しかし、「後で振り込めばよい」と言われ、断りきれずそのまま施術を受けた。施術から 5 日経つが、注射の痕がシミになり、口が腫れた。（60 歳代　女性）

＜ひとこと助言＞

・折り込み広告を見て美容医療クリニックに行ったら、その場で契約を迫られて施術も実施され、数百万円の請求を受けたという深刻なトラブルが報告されています。
・「簡単にきれいになれる」とうたう広告をうのみにしてはいけません。広告の情報だけに頼らず、料金やリスク等の情報収集をしましょう。
・想定した金額より高額な料金を提示された場合には、契約しないことを伝えましょう。特に、その場での施術を希望しない場合はきっぱりと断りましょう。
・美容医療クリニックに行くときには、注意点をまとめた「消費者のための美容医療チェックリスト」を利用すれば確認漏れを防ぐことができます。
・少しでも疑問や不安を感じたら、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください（消費者ホットライン 188）。

※「消費者のための美容医療チェックリスト」
http://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mailmag/mj-shinsen265.html

■イラスト入りリーフレット（PDF 形式）はこちらの URL からご覧いただけます。
http://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mglist.html
※リーフレットの文面はメールマガジンと同じものです。

本情報は、国民生活センターの公表情報をもとに編集・発行しています。
詳細は、「60 歳以上の女性の美容医療トラブルが高額化！－しわ取り注射で 1,300 万円 もの請求が…－」
http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20160915_1.html

本情報は、都道府県等の消費者行政担当部署等からの情報をもとに編集・発行しています。
詳細は、「レンタルオーナー契約によるトラブルにご注意－元本保証、高配当と言われても、業者が破綻すれば、レンタル料も受け取れず、『元本』もほとんど戻りません－」
http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20160908_1.html

全国の消費生活センター等の相談窓口

http://www.kokusen.go.jp/map/index.html